改正後	改正前
商号又は名称 代表者氏名	商号又は名称 代表者氏名
（記載上の注意） （略） 1～3　（略） 4　役員及び使用人の状況 （略） （記載上の注意） 1　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。 2　（略） 5・6　（略）	（記載上の注意） （略） 1～3　（略） 4　役員及び使用人の状況 （略） （記載上の注意） 1　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。 2　（略） 5・6　（略）
（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正） **第三条**　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	
（電磁的方法） **第七条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一号ロ及び第十五条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （書面に記載すべき事項等を電磁的方法により提供する場合に示すべき事項） **第八条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ　（略） ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十五条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的方法） **第七条**　法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （書面に記載すべき事項等を電磁的方法により提供する場合に示すべき事項） **第八条**　令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ　（略） ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十五条**　法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。